



事務連絡  
平成19年7月12日

地方厚生（支）局  
健康福祉部 年金課長 殿  
社会保険課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長

### 規約型確定給付企業年金の規約例の全部改正について

本日付で、下記の観点から、別添のとおり、規約型確定給付企業年金の規約例の全部を改正した。今回の改正の目的を達成するため、今後とも、確定給付企業年金に係る業務の円滑な遂行に努められたい。

#### 記

#### 第1 改正の目的

##### 1 効率的で迅速な審査態勢の構築

確定給付企業年金法の施行から5年を経過し、確定給付企業年金の実施件数が増加してきていることに伴い、規約案に対する承認又は認可の処分が、標準処理期間（2ヶ月）に照らし大幅に遅れる事例が多数生じており、関係者から厳しい批判を受けているところ、規約例を基に審査の効率化・迅速化を図る。

##### 2 公正な審査態勢の確立

貴課及び当課における規約案の審査について、一部の関係者から「担当官によって判断が異なる。」との批判を受けているところ、規約例を基に審査担当官全員が統一的な審査基準を共有することにより、公正な審査を確保する。

##### 3 法令等の遵守態勢の強化

これまでに申請された規約案その他添付書類の中には、一部ではあるものの、明らかに法令に違反する内容のものや、そのような内容の書類について年金数理人が「適正」と確認しているものが認められるところ、規約例を公表することにより、申請者、年金数理人、申請者から業務の委託を受けた機関等の関係者による法令等の遵守に向けた自主的な努力の一助とするとともに、貴課及び当課において、法令等の遵守について確認態勢を強化し、確定給付企業年金法の適正な実施を図る。

## 第2 改正に当たっての基本的な考え方

### 1 逐条解説形式の採用

前記第1で示した目的を達成するため、逐条解説形式の規約例に改め、根拠規定等を明らかにしつつ、各条項の審査に当たって留意すべき事項を示すこととした。

### 2 法令の規定への準拠

各条項について、加入者等が理解しやすいものとすることに配慮しつつも、法令等の遵守を促す観点から、可能な限り、法令の規定に忠実な例文を示すこととした。

### 3 適格退職年金からの移行の増加への対応

平成24年3月31日をもって適格退職年金が廃止されることを踏まえ、今後、適格退職年金から規約型確定給付企業年金への移行が急速に増加するものと考えられることから、基金型確定給付企業年金の規約例に先立ち、規約型確定給付企業年金の規約例の改正に着手し、適格退職年金から移行する場合を想定した規約例を示すこととした。

### 4 規約例の非拘束性の維持

改正後の規約例は、従前の規約例と同様に、あくまで、例示であるにとどまり、今後申請される規約案について、規約例に準拠することを求めるものではなく、既に承認又は認可済みの規約について、規約例に準拠した規定への変更を求めるものでもない。

## 第3 基金型確定給付企業年金の規約例の改正について

基金型確定給付企業年金の規約例については、規約型確定給付企業年金の規約例と共通する規定が多くなるものと考えられるが、代議員会に関する条項等、基金型確定給付企業年金に特有の規定もあることから、今後、可能な限り速やかに、今回と同様の目的で改正を実施することとする。また、今回の改正により規約型確定給付企業年金の規約例から削除した厚生年金基金からの移行（代行返上）を前提とした附則の規定については、厚生年金基金が基金型確定給付企業年金に移行する機会が多いことにかんがみ、基金型確定給付企業年金の規約例において示すこととする。

以上